

一、本町四丁目七番借地

繩屋源兵衛

一、岩附町六番借地

堀野治兵衛

一、室町三丁目九番借地

野崎傳兵衛

一、大傳馬町二丁目二十五番借地

高野住藏

九番組

一、南茅場町松次郎地借

上總屋 彌三郎

慶應三年六月讓受  
龜屋屋源兵衛店支配人

政助

一、北新堀大川端町吉兵衛地借

江島屋喜右衛門

一、本小田原町二丁目家主

伊勢屋 嘉兵衛

一、南茅場町家持

小西屋 惣兵衛

一、同 町家持彦太郎方同居

新右衛門

竹川屋彦次郎店支配人

一、同 町久兵衛地借

甚左衛門

一、本小田原町二丁目卯兵衛地借

杵屋利八

一、南茅場町彦八地借

大和屋 源兵衛

一、同 町同 地借

堀口屋 又兵衛

十番組

十番組

一、住吉町裏河岸伊三郎地借

川井屋 傳兵衛

一、元大坂町定八地借

美濃屋利左衛門

一、長五郎屋敷五人組持地借

伊勢屋甚十郎店支配人

清七

一、新和泉町北側儀兵衛地借

四方屋 彦治郎

一、高砂町新五郎地借

利兵衛

一、同 町彦兵衛地借

大坂屋 彌兵衛

嘉永七年六月讓受

内田屋彦右衛門

第十五章 金融機關

第二節 江戸時代

一、高砂町家主

越前屋又右衛門

一、堺町家主

澤村屋 幸次郎

一、松島町平七地借

藤屋彦兵衛

一、新和泉町北側利兵衛地借

大黒屋 庄助

一、元大坂町藤三郎地借

杵屋喜兵衛

同 町清吉地借

萬屋 幸助

文久二年九月讓受  
同三年十二月讓受

森屋 文七

一、元濱町喜右衛門地借



尾張屋 茂兵衛

通旅籠町伊之助地借

安政五年  
五月讓受

萬屋 文助

一、新和泉町北側清兵衛地借

大黒屋 吉兵衛

十一番組

一、吳服町喜右衛門地借

三文宇屋市太  
郎店支配人

彦 兵 衛

日本橋藏屋敷林藏地借

慶應四年  
四月讓受

東屋 音三郎

一、本材木町二丁目喜太郎地借

寺本屋九郎右衛門

一、吳服町利兵衛地借

木屋 治右衛門

一、同 町八番組地

福山半次郎

一、坂本町二丁目惣八地借

池田屋 久兵衛

一、川瀬石町惣右衛門地借

伊豆屋 平八

一、青物町半兵衛地借

惣 三 郎

一、萬町三郎右衛門地借

伊豆屋 清吉

一、數寄屋町常次郎地借

十 三 郎

一、本材木町一丁目儀兵衛地借

七 郎 兵 衛

伴藏店  
預人

一、同 町二丁目重次郎地借

中島屋平右衛門

一、同 町一丁目儀兵衛地借

喜 八

いく後見

太 兵 衛

一、通一丁目與市地借

紀伊國屋徳兵衛

一、平松町家主

鈴木屋 佐兵衛

一、箔屋町五人組持地借

田原屋 儀 八

一、通四丁目文兵衛地借

近江屋 七兵衛

一、吳服町長次郎地借

伊勢屋吉  
之助後見

一、西河岸町縫助地借

吉 次 郎

一、通三丁目彦兵衛地借

木屋 利右衛門

一、下槓町喜兵衛地借

伊勢屋 吉兵衛

一、通三丁目十七番地借

島村屋 藤 七

一、同三丁目久兵衛地借

倉田平兵衛

一、同 町重助地借

油屋甚兵衛

一、平松町源藏地借

内田屋六右衛門



住吉屋 長吉

一、西河岸町家主

大坂屋 藤兵衛

一、坂本町甚五郎地借

三谷屋 喜兵衛

通二丁目家主

藤木屋 德兵衛

安政二年  
八月讓受

一、通二丁目新道儀兵衛地借

新川屋 喜兵衛

三島屋敷忠兵衛地借

德兵衛

文久元年  
十月讓受

一、本材木町一丁目長兵衛地借

丸屋松兵衛

一、新肴場三郎兵衛請負地

和泉屋 七兵衛

一、平松町家持

紀伊國屋文次郎

一、坂本町一丁目儀兵衛地借

奈良屋 正兵衛

一、吳服町利右衛門地借

江戸屋 仁三郎

一、通二丁目家持

山本屋 嘉兵衛

一、南茅場町吉右衛門地借

山崎屋 角兵衛

一、坂本町一丁目甚五郎地借

新兵衛

八兵衛店  
支配人

一、北島町友七地借

上總屋 新兵衛

高砂町新五郎地借

慶應元年  
九月讓受

一、南茅場町又右衛門地借

利兵衛

石橋屋久  
兵衛後見

一、龜島町藤兵衛地借

文吉

三倉屋 傳吉

一、西河岸町吉右衛門地借

大倉屋利右衛門

一、同町五人組持地借

錢屋伊助  
店預人

一、新右衛門町北右衛門地借

半兵衛

四方屋 善助

一、本材木町一丁目又兵衛地借

第十五章 金融機關 第二節 江戸時代

相模屋吉  
之助後見

一、西河岸町吉右衛門地借

安兵衛

一、本材木町二丁目五番借地

下野屋伊右衛門

一、萬町四番借地

前田圓八郎

一、檜物町十四番借地

江島定吉

一、通一丁目十九番借地

貴田川儀八

一、同二丁目一番借地

永田八左衛門

一、同二丁目一番借地

川喜多卯兵衛



十六番組

一、長谷川町金次郎借地

さの屋 政五郎

十六番組

一、小舟町二丁目市右衛門地借

繩吉店預り人

銀 兵 衛

一、新肴場三郎兵衛請負地

織 屋 次郎吉

十五番組

一、住吉町十一番借地

大黒屋 善兵衛

十五番組

一、本材木町一丁目儀兵衛地借

七 郎 兵 衛

兩替商と天  
秤

是等兩替屋は、天秤の底板に、篆書の「陽」の字を烙印にしたるを、各一挺づゝ所有し、店頭には分銅形の招牌を掲ぐ。若し持株を他人に譲渡するときは、天秤と共に之を傳ふ。又休業の者あるときは、天秤を町年寄に於いて預り置き、新規の開業者に之を下附し、冥加として、金三分を上納せしむるの定なりき。然るに天保以降、其の制緩み、天秤を下渡し、休業するも、之を町年寄に預くることなかりき。而して兩替商に冥加を課税せしは、天明二年に始まる。即ち天秤一挺につき十四兩を十個年賦として金座に上納を命せしが、同八年之を止むといふ。

兩替金額

安永・天明年間の調査によれば、兩替商の一年の兩替高は、平均約百九十萬兩にして、之が冥加として、天明四年三萬五千兩の上納を命せられしも、仲間の哀訴によりて、天明四年以降四十年間は毎年金二萬兩に減すべき指令ありしこと、仲間差出扣に見えたり。是等兩替は、固より日々の相場によりて兩替せしものにして、相場に金銀相場と錢相場あり。

金銀相場の  
立方

金銀相場は、本兩替屋三組兩替屋の内より、四人づゝ、日々本兩替町の往來に於いて相場を立てしが、何時の頃よりか會所を設けて集會し、其の日の金銀賣買の景況により相場を立つ。金銀を賣買するものは、乃ち市中一般の兩替屋にして、日々本兩替屋三組兩替屋の宅に集りて、賣買するを以て、本兩替屋等は各之によりて、相場を立つるものなりき。其の相場と賣買高とは、行事より爲替組と駿河町とに通知すれば、三井組十人組より、之を又勘定所・金藏方に報告し、又駿河町よりは、納戸役所及び川船役所へ書上げ、前夜の錢相場をも添附せしものとす。先にも記したるが如く、金銀の比價は金一銀十の比にして、其の相場は、當初金一兩に銀五十匁丁銀は實は四十匁なりしが、時には四十八匁となり、時には七八十

金銀相場の  
高下



元四日市の  
錢相場町

如となり、明和の南鐐二朱銀は八枚を以て一兩とし、五匁銀は十二枚を以て一兩とする等、金銀貨の改鑄に伴ひ、時々の変動固より免れざる所なりき。

錢相場はもと元佐竹前(今神田松下町)に於いて立てたりしが、其の後は元四日市に移る。兩替屋の内に取引組なる者約三十人を定め置き、此内より二十餘人づつ交替を以て、毎夕五ツ時(今の八時)限りに、同町の水茶屋に集會し、本兩替屋の中、其の日會所に集りし者の來會を待ちて、同町の廣場へ立並ぶ。時に取引組の目付一人提灯を携へて進み出づるを合圖に立會を始む。其の相場と賣買高とは行事一人提灯の前にて記し、翌日、兩奉行所及び町年寄へ報告するものとす。而して錢の相場は、慶長中金一兩につき永錢一貫文、京錢四貫文と定めしが、寛永の寛永錢新鑄以降、寛永錢四貫文の一方に歸せしむ。而も永勘定は先にも記したる如く、永く保存せられしなり。寛永以降に於いては其の制次第に崩れ、五貫文となり、六貫文となり、天保中には六貫五百文となり、安政中には六貫六百八十文となり、時に七貫となり、時に十貫文となりたることさへありき。尙鐐錢は元文、寛保年中より寛永錢と共に通用せしめ、爲に選錢の弊を生じ、結局幕

錢相場の高  
下

後藤庄三郎  
の錄上書と  
錢相場

末には錢一鐐十の比例となれり。固より金貨の粗惡に伴ひて、并に銀の拂底と劣惡なりしが爲めに、時に錢の高價なりしこと、又免がれざりし所にして、正徳中には兩に二貫二百八十文、三貫四百二十文、享保中には二貫六百八十八文なりしことあり。兩替商は錢の高價に乗じ、買占を爲すの徒あり。享保七年、各戸を吟味し、貯蓄せるものに過料を命ず。室町一丁目永良なるもの、四百餘貫文を所持し、金三十兩の過料に處せられしこと、續正實事録に見へたり。

寛政十二年中、金座後藤庄三郎より錢相場につき錄上したるものあり、又其の變動を知るべし。曰く、

錢相場引上げ方、其外御内密伺候に付、正徳年中より、御金吹替之時々、錢相場高下手覺の趣申上候。

新金壹兩 但金位五十日七分方四匁七分六厘

此錢相場四貫六百文餘替

是者正徳年中、吹立被仰付文字金吹替迄の錢相場、右の釣合に相見申候。尤新金の儀は、當時六割半の増歩を以、文字金に御引替有之候古金に御



座候。

文字金壹兩 但金位六拾六匁九分五厘六毛五糸  
小判一兩の目方三匁五分

此錢相場

元文元辰年吹替初年

三貫百文より三貫貳三百文迄

同二巳年より明和二酉年迄

貳貫八百文より三貫百文迄

又

三貫九百五拾文位より四貫文迄に、相場引下げ候儀も御座候。

是は元文中吹立被仰付當時迄通用、凡六拾五年に相成申候。

明和二酉年鐵錢吹立被仰付兩三年の内錢相場。

凡四貫百文より四貫百五十文位

同四亥年眞鍮錢吹立被仰付兩三年の内錢相場。

凡四貫二百文より四貫三百文位

同七丑年頃より同九辰年迄の内

凡五貫五百文より五貫六百匁位

同九辰年二朱判吹立被仰付兩三年の内

凡五貫三百文より五貫六百文位

右の通御座候處、當時錢相場、金一兩に付六貫五六百文替に引下候。私領鑄錢願等、無據通用錢相嵩み、并二朱判の遣方利辨に相成、自ら錢兩替少く、諸商人共取集候錢は、相互に譲り合候形にて、道理の外、諸色の直段に相響候筋も可有御座儀、且數年來の文字金、追年取輕目も生候に隨ひ、世上取遣差支候趣等、旁考合候處、何れにも先銚錢の遣ひ方被減、諸色治定の相場相立候様仕度奉存候。見越候儀には御座候得共、別紙御見合奉申上候。猶又御差圖次第積り立等可申上候。

申上候。 後藤庄三郎

後藤庄三郎

正徳四年五月、新古金銀割合を觸示す。當時賣買相場錢一貫文代銀三十五匁なりしが、三貨圖彙に、此の比例を記して、

正徳の新古  
金銀の割合



慶長并新銀正徳四年鑄之にては、錢一貫文代十七匁五分に當る。

但し此時慶新兩銀に通用銀は十割増也。

元祿銀元祿八年鑄之にては銀一貫文代二十一匁八分七厘に當る。

但し此時元祿銀に通用銀は六割増也。

寶字銀寶永三年鑄之にては、錢一貫文代二十六匁九分二厘に當る。

但し此時室の字銀に通用銀は三割増也。

となす。又相場を知るべし。而して兩替商等は、相場下直に際し、幕府定むる所の相場高直なるときは、過錢と稱し、高低差額の利潤一部を上納したること、天保の觸留に見えたり。然れども相場の愈下直なるに當りては、時に私利を計りて、法に觸るゝもの亦無きにしもあらず、又免れざるところなり。嘉永四年株式再興に當り、兩替商に左の達を與へて戒飭する所あり。曰く、

錢相場の儀、去る寅年、壹兩に付六貫五百文に定、相場相立候處、相場高下の活用無之故、兩替屋共利潤薄く、自然氣配の勵み無之、漸々賣買差支候趣、相聞候に付、去る酉年、天然の相場に復し、打錢の儀も以前の通相心得、當時有來兩替

過錢上納

私利戒飭

屋の外、錢賣買令停止候旨、其外品々觸示し置、度々御拂錢等も有之上は、右定相場内外にて上下致、格別に相場引上候儀は致間敷處、其後も更に下落の儀無之、六貫三百文以下にて、年々十月下旬より、追々高直に相成、就中暮に至候ては、格別に引上げ、處により候ては、金貳朱を限り、其餘難賣渡杯、相斷候兩替屋共も有之哉に相聞候。必竟定相場相立候は、其頃錢相場下落致、物價に相響候故を以て、被仰出候儀の處、其後俄に拂下可相成、謂無之、右は全兩替屋共儀、定相場にては、渡世の利潤薄、其上問屋組合停止に相成、素人にては、錢賣買勝手次第致候儀に付、渡世の氣配薄く、入用の時節に、別段出精買入方も不致候に付、手元に有錢少く不賣渡故、世上の差支にも相成、右に付、外工商を始、武家寺院等に至迄、日用の差支を厭ひ、一般に貯置候人氣に傾き、自然融通滞り候儀と相聞候。然る處前々の如く、天然の相場に復、殊更組合再興相成候上は、旁冥加を存、實直に相場相立、渡世可致處、右惡弊に泥み、拂底と唱、相場相進候様いたし候は、以の外不埒の至候。

嘉永四年十二月八日



吳服町會所の錢賣

又以て當時の狀を察すべし。因に云、新鑄の錢は、世間融通の爲、之を吳服町會所に於いて販賣したり。左に參考として享保元年の令を掲ぐべし。

新錢出來候間、來る二十二日より、吳服町一丁目吳服師會所にて賣出べく候。武家并町方、望次第賣渡候筈に候。但當年無餘日錢數多く出來合不申候に付、小形金壹分より壹兩迄の内を賣渡すべく候。金の事は、新金又は小形金、勝手次第用ひらるべく候也。

十二月

享保元申年十二月

新錢可賣渡覺

千石以上 壹人前金高五兩迄

千石以下 壹人前金高貳兩迄

右は御側衆諸番頭、御役人御番衆、醫者小役人迄。但萬石以上、并寄合小普請は除之。

金壹兩迄 但與力并御徒壹人前

金貳分迄 坊主衆同心以下壹人前

右之通新錢、吳服師共、吳服町會所にて可賣渡候。一度には込合候に付、日割を以賣渡申筈に候。當極月中賣初め、相殘分は、來二月中より可賣渡候事。

一、賣日の刻限、朝、五つ時より八つ時迄に可相渡候。且又御勘定所より差出候印鑑を以、錢賣渡筈に候間、錢調へ度面々は、勝手次第、右判鑑請取差遣可申候事。

一、極月中錢渡候日限は、別紙在之候。來二月中に日限は追て可相達候事。以上十二月

爲替用達

又別に爲替用達あり。天保武鑑に、

三井組 三人フチ 三井次郎右衛門 三人フチ 三井三郎助 三人フチ 三井元之助

拾人組 三人フチ 南竹川彦太郎 三人フチ 荒木伊右衛門 三人フチ 奥田仁右

衛門 三人フチ 島田八郎左衛門 三人フチ 小野善九郎 上田組 三人フチ 上田三

郎左衛門 同所 上田傳之助 同所 上田太助



十人組

とある者即ちこれなり。始め幕府、公用金を大坂より輸するに當り、驛傳によりしも、其の道中の浪費多きを以て、之が節約を計り、元祿三年十二月、江戸在住の兩替商十人をして、爲替用達を命じ、九十日の日限を以て上納せしむ。これ所謂後年の十人組にして又十人衆といふも、人數の増減又免れざりき。翁草に、出目某初めて、六十日爲替を請願し、果さずして没し、三井の手代越後屋八郎右衛門之を請ひ、許されて爲替用達となるといふも、採るに足らず。三井組も亦十人組と同時に業を始め、自稱して、三人組といひ、十人衆以外に爲替用達にあづかる。或はいふ、三井組は臨時の爲替方御用に預り、百五十日限上納の特典を附せらる。上田組は大坂の爲替商にして、寶曆明和の間に用達となりしが如し。惟ふに十人組、三井組の公稱あるに至りしは、享保以降の事にして、上田組の加入によりて三組となりしは、明和以降なりと知るべし。而して是等用達は、公用金取扱の擔保として、沽券地を提供し、代償に備えしめらる。明治維新の政府が、權りに、大政官札を發行して、纔かに其の窮乏より脱し得たりと雖、而も大政官札は、不換紙幣たり、之が亂發は財政を紊亂せしむるものあり。之が救濟方法として、

三井組  
上田組

ことに爲替會社を設立す。我が三井組を始めとし、小野、奥田、島田等の富豪、之が資金を支出し、維新當初の金融を圓滑ならしむ。其の功多く我が爲替用達にあり。其間の沿革又記すべきもの多しと雖、要は區内の金融機關の大要を窺ふにあるを以て、今之を略すといふのみ。

### 第三 質屋

質屋の名稱は、江戸時代に起り、其の制、享保以前に於いても見るべきものあり。彼の御定書百个條乃至は時々の町觸によりても之を窺ふ事を得べし。即ち寛文七年二月十一日の町觸に、

町中質屋ども、質請手形一今年切に取置、其請手形にて、質物幾色も取申候由、今度質屋出入につき、御番所へ質物持出し、御穿鑿の上、其段不届に被問召候間、自今以後質屋共質取候はゞ、其質物の品々委細に書付、時々請取、念を入取置可申候。

とあり。蓋これより先、元和年中に質屋に關する制令ありしも、此の町觸により

寛文の質屋の制



本石町の會所

て明らかに質屋の制を立てたるものなりき。  
元祿五年十一月に至り、本石町三丁目に會所を設け、質屋總代を置き、質商に御定書及鑑札當時簡板といふを下附す。これ會所の創始なり。同十六年に至りて之を廢す。下りて享保七年に至り、諸問屋組合の連合に伴ひて、質屋亦組合を定めしが、當時二百五十二組、二千七百三十一戸餘あり。其の規約として一話一言に戴せたるものあり。曰く、

質屋仲間連判帳寫

- 一、質物取候節、置主請人住所見届兩判取、質物取可申候。自今以後相違仕間敷候事。
- 一、毎月寄合、仲間相互に判形吟味仕、紛失物品廻相廻り候節、仲間中別て入念吟味可仕候。少も油斷有間敷候事。
- 一、從前々新規に仲間入致候節は、爲仲間弘め振廻等、并に料紙代金三百疋差出し候處に、中興は猥に罷成、定置候定相敗不届に付、此度仲間中相談にて急度相究候上は、少も違背有間敷候。依之、仲間金爲定、一人前より金百疋宛

差出都合一兩也。勿論壹分に付壹个月に利足八文宛相加、元利共に仲間帳面に相添、次々の月行事へ無相違急度可申候事。  
右之通仲間申合せ之上、向後少も違背無之、急度可被相心得候。爲後日連判證文仍如件。

享保七壬寅年七月

- 井筒屋庄左衛門
- 伊勢屋三右衛門
- 伊勢屋勘七
- 伊勢屋善三郎

爾來各官府の制令甚だ多し。天保十三年、諸問屋組合を停止するに當り、質屋組合又瓦解を命ぜられ、此に至りて自由に歸す。同年五月の町觸に、

質屋古着屋古鐵買等紛敷品紛失物取扱方町觸。町中質屋古着屋古鐵買古道具屋小道具屋ども、仲間組合令停止候旨相觸候上は、追て同商賣之者出來候とも、決して差障り申間敷候。向後新規右渡世相始候もの、并是迄渡世致來候

質屋連合の停止



者、御紋有之品并銀具類、一切質に取買取申問敷候。萬一無據仔細有之ば、月番町奉行所へ訴出、差圖を受可申候。質屋古着買共、質買取候節、買主賣主共證人、俱に罷越候て、質に取買取不苦壹人にて印判壹つ持參致、置主證人の名前申聞候共、質に取候儀はいたす間敷、たとへ置主賣主證人一同罷越候共、其品多分にて自分不相應に有之歟、又は怪敷相見候分は、先々途吟味品に寄、其者留置、月番の町奉行所へ可訴出、若盜物等質に取買取候者有之に於ては、吟味の、上、右品取上、代金損失爲致、品に寄答可申付候。

質物利息と  
期月

嘉永四年再興に當り、全市の質屋千七百五十二ありて、又組合を結び、かくて維新に至りしが、舊時の質物預利子と期月の定まりしは、元祿五年にあり。其制によれば、刀劍諸道具類十个月、衣類は六个月として、百文につき利子一个月三文、二兩以下は一分に對し三分五厘、十兩以下は一分に付三分、百兩以下は一分につき一匁、百兩以上は之に準せしめたり。爾來此の制令により、相對を以て取極められたり。而も大低右以外に出でざりしが如し。慶應二年に至り、利増を爲し、同年末より金一兩につき一个月一匁六分、一分につき四十八文、二朱につき二

十四文、錢百文となせり。

維新に當り、一般金融の逼迫を致せるを以て、質物を利用するもの多く、爲に質物の増加を來せり。蓋、自然のみ。

### 第三節 明治以後の金融機關

#### 第一 銀行の設立

明治維新以前に於ける金融機關としては、單に既述の兩替商及び爲替方并に質屋のあるありて、金融を助くるに過ぎざりしが、明治五年十一月、國立銀行條例發布せられしより、茲に金融機關は完備の緒につくを得たり。

本邦國立銀行條例の制定は、もと政府發行の紙幣、即ち明治元年度の太政官札、民部省札の下落により、銀行をして紙幣を發行流通せしめ、以て先に發行の紙幣の償却をなすの目的に出でたるものなりき。されば五年十一月、此の發布を

國立銀行條  
例



見るや、之によりて、東京第一國立銀行一銀の第は、翌六年七月、資本金二百五十萬圓を以て開業せらる。これ本區銀行あるの始にして、又、本邦銀行の權輿なりとす。其の後本區に設立せらるるもの、國立銀行十一行、第一、第三、第五、第廿七、第三十三、第四十五、第六十、第九十五、第百、第百十二、第百十九、即ちこれにして、十二年末に至るまでに大抵開業し、資本金合計三百六十五萬圓を算したり。

私立銀行は、明治九年三井銀行の開業に始まり、明治十五年には、三井、安田、菱川、丸屋、川崎、東京貯藏、明辰貯金、貯蓄、東海貯金、壬午、平松、日東の十三銀行あり。國立私立合計二十四行を算するに至れり。同十五年六月、日本銀行條例の發布あり。十月、資本金一千萬圓を以て、箱崎町に其の業務を開始し、二十九年本兩替町に移る。爾來銀行の設立せらるるもの年と共に多く、大正四年には、其の本店を有するもの五十八銀行に達し、支店を本區に開設するもの又六十一行に及ぶ之を表示すれば、即ち左の如し。

| 株式會社 | 銀行名  | 資本額  | 所在     | 拂込額      | 設立年月    |
|------|------|------|--------|----------|---------|
| 日本銀行 | 日本銀行 | 六千萬圓 | 本兩替町一〇 | 三千七百五十萬圓 | 明治十一年五月 |

| 株式會社 | 銀行名  | 資本額      | 所在      | 拂込額           | 設立年月      |
|------|------|----------|---------|---------------|-----------|
| 第一   | 三井銀行 | 二千五百五十萬圓 | 兜町一     | 一千三百四十三萬七千五百圓 | 同六年七月     |
| 三    | 井    | 二千萬圓     | 駿河町一    | 二千萬圓          | 同九年七月     |
| 豐    | 國    | 一千萬圓     | 小網町四ノ五  | 四百萬圓          | 同四十二年十月   |
| 第    | 百    | 一千萬圓     | 萬町一     | 四百萬圓          | 同十一年八月    |
| 安    | 田    | 一千萬圓     | 小舟町三ノ九  | 一千萬圓          | 同十三年一月    |
| 第    | 三    | 五百萬圓     | 小舟町三ノ九  | 四百三十五萬圓       | 同九年十一月    |
| 東    | 京    | 五百萬圓     | 田所町一〇   | 三百五十萬圓        | 同二十九年五月   |
| 帝    | 國    | 四百萬圓     | 兜町五     | 四百萬圓          | 同二十七年九月   |
| 明    | 治    | 三百八十萬圓   | 本船町一九   | 百九十萬圓         | 同二十九年九月   |
| 東    | 海    | 三百萬圓     | 吳服町六    | 百五十萬圓         | 同二十二年七月   |
| 第    | 二    | 一百萬圓     | 本村木河岸七三 | 七十九萬圓         | 同十年十二月    |
| 西    | 脇    | 一百萬圓     | 新右衛門町一四 | 一百萬圓          | 同四十二年三月   |
| 尾    | 張    | 一百萬圓     | 元濱町四    | 四十萬圓          | 同三十三年二月   |
| 大    | 成    | 六十萬圓     | 龜島町二ノ二三 | 二十八萬七千五百圓     | 同三十三年三月   |
| 倉    | 庫    | 五十萬圓     | 綱殺町一ノ三  | 六十萬圓          | 同三十五年二月   |
| 日    | 出    | 五十萬圓     | 大傳馬町一ノ三 | 十二萬五千圓        | 同三十三年四月   |
| 鐵    | 業    | 五十萬圓     | 西條河岸四   | 三十七萬五千圓       | 同三十三年四月   |
| 內    | 國    | 五十萬圓     | 本町二ノ五   | 十二萬五千圓        | 大正元年九月    |
| 太    | 宰    | 五十萬圓     | 新右衛門町三  | 二十萬圓          | 明治三十三年十二月 |
| 大    | 國    | 五十萬圓     | 箔屋町一七   | 十五萬三千五百圓      | 同三十三年四月   |
| 商    | 業    | 三十萬圓     | 兜町二     | 三十萬圓          | 同二十九年三月   |
| 起    | 業    | 二十五萬六千圓  | 吉川町五    | 十萬九千七百五十圓     | 同二十九年十月   |



| 銀行名    | 資本金額   | 所在      | 拂込額        | 設立年月      |
|--------|--------|---------|------------|-----------|
| 東京貯蓄銀行 | 二十五萬圓  | 村松町一二   | 八萬八千七百五十圓  | 明治三十三年四月  |
| 東京貯蓄銀行 | 二十萬圓   | 萬町一     | 十二萬五千圓     | 同 十三年四月   |
| 東京貯蓄銀行 | 二十萬圓   | 南茅場町五   | 十五萬圓       | 同 二十五年七月  |
| 東京信託銀行 | 二十萬圓   | 小傳馬町一ノ八 | 七萬二千五百圓    | 同 三十三年十二月 |
| 東京信託銀行 | 二十萬圓   | 馬喰町四ノ一一 | 十八萬圓       | 同 三十三年十月  |
| 東京信託銀行 | 二十萬圓   | 本町四ノ九   | 十二萬五千圓     | 同 二十六年十月  |
| 東京信託銀行 | 十二萬五千圓 | 本船町一九   | 二萬五千圓      | 同 二十九年十一月 |
| 東京信託銀行 | 十萬圓    | 小網町一ノ一  | 三萬五千圓      | 同 三十二年十二月 |
| 東京信託銀行 | 十萬圓    | 小傳馬町三ノ五 | 十萬圓        | 同 三十二年十月  |
| 東京信託銀行 | 十萬圓    | 萬町九     | 四萬圓        | 同 十六年三月   |
| 東京信託銀行 | 十萬圓    | 横山町三ノ六  | 十萬圓        | 同 十六年三月   |
| 東京信託銀行 | 十萬圓    | 本材木河岸四四 | 五萬圓        | 同 三十三年十一月 |
| 東京信託銀行 | 十萬圓    | 箱崎町一ノ一  | 五萬圓        | 同 三十一年二月  |
| 東京信託銀行 | 十萬圓    | 本石町四ノ一九 | 三萬一千九百九十七圓 | 同 三十三年七月  |
| 東京信託銀行 | 十萬圓    | 元四日市町四  | 三萬圓        | 同 二十九年七月  |
| 東京信託銀行 | 十萬圓    | 繪物町一三   | 五萬圓        | 同 十三年七月   |
| 東京信託銀行 | 五萬圓    | 元四日市町九  | 五萬圓        | 同 三十七年九月  |
| 東京信託銀行 | 五萬圓    | 茅町七     | 五萬圓        | 同 三十四年五月  |
| 東京信託銀行 | 五萬圓    | 通二ノ一一   | 五萬圓        | 同 三十二年八月  |
| 東京信託銀行 | 三萬圓    | 坂本町九    | 三萬圓        | 同 三十年九月   |

合名會社

合資會社

銀行支店一覽

| 銀行名       | 資本金額  | 所在      | 拂込額   | 設立年月      |
|-----------|-------|---------|-------|-----------|
| 合名會社      | 百九十萬圓 | 元四日市町九  | 百九十萬圓 | 同 三十七年十二月 |
| 村井銀行      | 一百萬圓  | 金吹町一    | 一百萬圓  | 同 十六年六月   |
| 紅葉屋銀行     | 一百萬圓  | 坂本町三八   | 一百萬圓  | 同 十四年四月   |
| 深田銀行      | 七十萬圓  | 室町三ノ八   | 七十萬圓  | 同 十四年八月   |
| 森村銀行      | 五十萬圓  | 通一ノ一五   | 五十萬圓  | 同 三十年六月   |
| 金原銀行      | 十萬圓   | 北鞘町五    | 十萬圓   | 同 三十二年八月  |
| 東都家壽多銀行   | 六萬圓   | 品川裏河岸一〇 | 六萬圓   | 同 二十三年十二月 |
| 金山銀行      | 三萬圓   | 南茅場町四   | 三萬圓   | 同 三十年十一月  |
| 田口銀行      | 二萬五千圓 | 横山町二ノ一〇 | 三萬五千圓 | 同 三十年十月   |
| 合資會社      | 一百萬圓  | 繪物町一四   | 一百萬圓  | 同 十三年三月   |
| 川崎銀行      | 七十萬圓  | 南茅場町六   | 七十萬圓  | 同 二十六年十一月 |
| 今村銀行      | 五十萬圓  | 坂本町七    | 五十萬圓  | 同 十六年十月   |
| 田中銀行      | 五十萬圓  | 堀江町一ノ九  | 二十萬圓  | 同 二十二年十二月 |
| 岡本銀行      | 二十萬圓  | 同町一ノ一〇  | 五萬圓   | 同 二十七年五月  |
| 內國商業銀行    | 五萬圓   | 同町一ノ一〇  | 五萬圓   | 同 二十七年五月  |
| 會社ニアラサル銀行 | 十萬圓   | 本町四ノ一〇  | 十萬圓   | 同 二十年五月   |

銀行支店の所在



| 名              | 稱     | 所        | 在 | 名              | 稱    | 所        | 在 |
|----------------|-------|----------|---|----------------|------|----------|---|
| 北海道拓殖銀行        | 東京支店  | 元四日市町一   |   | 七十七銀行          | 東京支店 | 南茅場町一九   |   |
| 百十三銀行          | 東京支店  | 本材木町一ノ二八 |   | 兩羽銀行           | 東京支店 | 小舟町二ノ四   |   |
| 加島銀行           | 東京支店  | 青物町一五    |   | 第十二銀行          | 東京支店 | 萬町四      |   |
| 加島貯蓄銀行         | 東京支店  | 同        |   | 肥後銀行           | 東京支店 | 小網町二ノ一四  |   |
| 浪花銀行           | 東京支店  | 通三ノ四     |   | 臺灣銀行           | 東京支店 | 吳服町一     |   |
| 浪花銀行東京支店       | 支店    | 通三ノ四     |   | 第三十六銀行         | 東京支店 | 大傳馬町二ノ二五 |   |
| 藤本ビルロカール銀行東京支店 | 支店    | 兜町五      |   | 朝鮮銀行           | 東京支店 | 南茅場町三六   |   |
| 鴻池銀行           | 東京支店  | 南茅場町一二   |   | 三井銀行深川支店箱崎町派出所 | 支店   | 箱崎町三ノ二   |   |
| 北濱銀行           | 東京支店  | 堀留町二ノ五   |   | 第一銀行新大坂町支店     | 支店   | 新大坂町一〇   |   |
| 住友銀行           | 東京支店  | 兜町三      |   | 同 伊勢町支店        | 支店   | 伊勢町二     |   |
| 同 通油町支店        | 支店    | 通油町一     |   | 東海銀行堀江町支店      | 支店   | 堀江町一ノ一   |   |
| 横濱正金銀行         | 東京支店  | 本兩替町八    |   | 村井貯蓄銀行大傳馬町支店   | 支店   | 大傳馬町一ノ二二 |   |
| 横濱貯蓄銀行         | 東京支店  | 本町四ノ四    |   | 川崎銀行富澤町支店      | 支店   | 富澤町二〇    |   |
| 横濱第七十四銀行       | 東京支店  | 同        |   | 山口銀行           | 東京支店 | 本町三ノ一    |   |
| 第二銀行           | 東京支店  | 室町三ノ一二   |   | 足利銀行           | 東京支店 | 長谷川町七    |   |
| 栃木伊藤銀行         | 東京支店  | 小網町二ノ一〇  |   | 帝國貯蓄銀行兩國支店     | 支店   | 元柳町一七    |   |
| 左右田銀行          | 東京支店  | 堀留町三ノ二   |   | 獎學貯金銀行         | 東京支店 | 本石町四     |   |
| 日本興業銀行         | 東京支店  | 青物町三一    |   | 若尾貯蓄銀行         | 東京支店 | 本町三ノ二〇   |   |
| 不動貯蓄銀行         | 日本橋支店 | 木石町二ノ八   |   | 横濱實業貯蓄銀行       | 支店   | 同        |   |
| 新潟銀行           | 東京支店  | 南茅場町七    |   |                |      | 數寄屋町一六   |   |

|       |      |         |          |        |        |
|-------|------|---------|----------|--------|--------|
| 四十銀行  | 東京支店 | 元濱町六    | 横濱實業銀行支店 | 數寄町一六  |        |
| 佐野銀行  | 東京支店 | 本材木町一ノ九 | 十五銀行     | 日本橋支店  | 新乘物町三  |
| 四十一銀行 | 東京支店 | 富澤町五    | 丁酉銀行     | 日本橋支店  | 吳服町一四  |
| 下野銀行  | 東京支店 | 横山町二ノ四  | 東京貯蓄銀行   | 兩國支店   | 横山町三ノ二 |
| 伊藤銀行  | 東京支店 | 大傳馬町一ノ六 | 東京貯蓄銀行   | 通旅籠町支店 | 通旅籠町二  |
| 掛川銀行  | 東京支店 | 新葎町一    | 第一百銀行    | 通旅籠町支店 | 同 一三   |
| 第十銀行  | 東京支店 | 堀留町二ノ三  | 中井銀行     | 坂本町支店  | 坂本町九   |
| 六十三銀行 | 東京支店 | 本町二ノ一四  | 同 日本橋支店  | 支店     | 室町一ノ一〇 |
| 第十九銀行 | 東京支店 | 堀江町二ノ一〇 | 日佛銀行     | 東京支店   | 本草屋町五  |
| 信濃銀行  | 東京支店 | 小舟町二ノ一  | 大野銀行     | 東京支店   | 通一ノ一五  |
| 七十七銀行 | 東京支店 | 南茅場町一九  | 計        |        | 六一     |

備考 本表は大藏省發行銀行總覽に依る

以下本店を區内に有する資本金五十萬圓以上の銀行につき、其の沿革を略記すべし。

日本銀行

日本銀行 本兩替町にあり。金座の跡にして、わが國中央機關銀行なり。明治十五年六月發布せられたる日本銀行條例により、同年十月、資本金一千萬圓を以て本區箱崎町に業務を開始し、吉原重俊之れが總裁たり、これを本行の起原とす。明治二十九年四月本兩替町の新築落成してこれに移り、以て今日に至



れり。子爵三島彌太郎之が總裁たり。抑本建物は東都屈指の大建築にして、明治廿三年以降七十年の歳月を費し、明治廿九年に至りて漸く落成を告ぐ。建物は本館、別館の二棟に分れ、本館は地上三層、地下一層の四層と爲し、地下室を倉庫となし、地上第一層を營業部、第二層を重役室及び集會室、第三層を計算統計等の事務室となせり。別館は本館の北側にあり、地下室を厨房となし、地上第一層を公債部、第二層を手形交換所等となし、別に西方に金銀分析室その他數室あり。又外に器械室ありて館内の電燈、煖爐、昇降器等に要する動力を起す。本建築の地盤は頗る堅牢にして、地下廿尺の深さに於て掘りあてたる大盤石を基底とし、上部には大玉川砂利を二尺の厚に入れ、更に厚八尺五寸の混凝土を以て堅め、地下室の金庫部は本館と同一面積の地下を數區に分ち、中央に通路を設けて軌道を通じ、以て金銀塊の運搬に便せり。中央大金庫は鐵門を以てその口を扼し、開閉必ず時計鍵を用ひ、非常事變に際しては、金庫は直に水底に沈め得るの設備をなしありと云ふ。現時の資本金六千萬圓三千七百五十萬圓拂込 大阪・名古屋・京都・福島・廣島以下六ヶ所に支店を置く。

## 第一銀行

株式會社第一銀行 兜町にあり。明治六年七月の創立にして舊と第一國立銀行と稱し、實に國立銀行の鼻祖たり。二十九年九月組織を變更して現稱に改む。資本金貳千五百拾萬圓七千三百四十三萬 我邦に於ける主要なる金融機關の一なり。區内伊勢町・新大坂町二支店の外、全國に二十餘ヶ所の支店を置く。創始以降男爵澁澤榮一之が代表者たり。

## 三井銀行

株式會社三井銀行 駿河町にあり。本邦私立銀行の嚆矢とも謂ふべきものにして、延寶天和の頃、舊三井組が、兩替店及び御用爲替店(即ち爲替方)の名稱を以て、官金出納及び諸爲替の業務に當りたるに起因す。明治九年七月、從來の制度を更め會社組織となし、名づけて私立三井銀行と稱し、資本金二百萬圓を以て現今の地に開業す。二十六年商法の實施と共に組織を變更し、三井同族の専有に屬する合名會社となす。當時社員は同族五名より成りしが、三十一年更に社員を増加して十一名となし、資本金を五百萬圓となし、四十二年十月更に株式組織に變更す。資本金二千萬圓全部全國要地十三ヶ所に支店を置く。三井高保之が代表者たり。



豊國銀行

株式會社豊國銀行 小網町四丁目にあり。明治四十年五月の創立に係り、

資本金壹千萬圓五分の二拂込の市内其他要地に十支店を設く。代表者を坂田實とす。

第百銀行

株式會社第百銀行 萬町にあり。明治十一年八月の創立に係り、舊と第百

國立銀行と稱せしが、三十一年八月に至り第百銀行と改稱し、株式組織となし  
たるものなり。資本金壹千萬圓五分の二拂込の區内通旅籠町支店の外、市内其の他に五  
個の支店あり。池田謙三之が代表者たり。

安田銀行

株式會社安田銀行 小舟町三丁目にあり。明治十三年一月、私立安田銀行

と稱し、二十六年合資會社の組織となし、三十五年合名會社に改め、四十四年八  
月、更に株式會社の組織に変更せり。資本金壹千萬圓全部拂込全國要地二十餘个所  
に支店を置く。安田善之助之が代表者たり。

第三銀行

株式會社第三銀行 小舟河岸にあり。明治九年十一月の創立に係り、舊と

第三國立銀行と稱せしが、二十九年八月株式會社の組織となし、現稱に改む。資  
本金五百萬圓四百三十五萬圓拂込全國の要地十餘个所に支店を設く。安田善四郎之が  
代表者たり。

東京銀行

株式會社東京銀行 田所町にあり。明治二十九年五月の設立にして資本

金五百萬圓市内要所に四个所の支店を設く。拂込金三百五十萬圓、前川太兵衛  
之が代表者たり。

帝國商業銀

株式會社帝國商業銀行 兜町にあり。明治二十七年九月創立し、資本金四

百萬圓全部拂込市内其の他地方に支店及び出張所あり。代表者は岩井重太郎なり。

明治商業銀

株式會社明治商業銀行 本船町にあり。明治二十九年九月の設立にして

資本金參百八拾萬圓二分の二拂込の市内及び地方各所に數个の支店あり。代表者安田  
善助。

東海銀行

株式會社東海銀行 吳服町にあり。明治二十二年七月の設立に係る資本

金、參百萬圓二分の二拂込の區内堀江町支店の外、六個の支店を設く。代表者菊池長四郎。

第二十七銀

株式會社第二十七銀行 本材木河岸にあり。明治九年十二月に設立する

ところにして、舊第二十七國立銀行なり。三十年十二月に至り組織を更め、資本  
金を壹百萬圓七十九萬圓拂込となし以て今に至る。渡邊治右衛門之が代表者たり。因  
に、國立銀行は明治廿九年に至り、其處分法の公布と共に漸次廢絶し、本區始め



西脇銀行

十一行ありしもの、今や私立となりて第一第三百及第二十七の四行となる。  
株式會社西脇銀行 新右衛門町にあり。明治四十三年三月の設立に係り、  
資本金壹百萬圓拂込全部にして西脇濟三郎之が代表者たり。

尾張屋銀行

株式會社尾張屋銀行 元濱町にあり。明治三十三年二月の設立にして資  
本金壹百萬圓二分の市内數个所に支店を置く。代表者峯島茂兵衛。

大成貯金銀  
行

株式會社大成貯金銀行 龜島町二丁目にあり。明治三十三年三月の設立  
にかゝり資本金一百萬圓二百八十八萬七千なり。代表者小林寅吉。

倉庫銀行

株式會社倉庫銀行 蠣殻町一丁目にあり。明治三十五年二月の設立に係  
り、資本金六拾萬圓拂込全部なり。代表者中村清藏。

日出銀行

株式會社日出銀行 大傳馬町一丁目にあり。明治三十三年十一月の設立  
に係る。資本金五拾萬圓一分のなり。代表者吉田丹次兵衛。

鐵業銀行

株式會社鐵業銀行 西綠河岸にあり。明治三十三年四月の設立に係る。資  
本金五拾萬圓千三百七十五なり。代表者桑原七兵衛。

内國貯金銀  
行

株式會社内國貯金銀行 本町二丁目に在り。大正元年九月の設立にして、

太宰貯藏銀  
行

資本金五十萬圓一分のなり。代表者村上定三。

株式會社太宰貯藏銀行 新右衛門町にあり。明治三十三年十二月の設立

にして、資本金五十萬圓三分のなり。代表者太宰文藏。

大國銀行

株式會社大國銀行 箔屋町にあり。明治三十三年四月の設立にして資本  
金五十萬圓五百圓拂込なり。代表者五辻治仲。

村井銀行

合名會社村井銀行 元四日市町にあり。明治三十七年十二月設立す。資本  
金百九拾萬圓。區内大傳馬町支店の外、市内及び地方に數个の支店と倉庫を有  
す。村井吉兵衛之が代表者たり。

中井銀行

合名會社中井銀行 金吹町にあり。明治十六年六月の設立に係る。資本金  
壹百萬圓。區内二支店の外各地に數个の支店を置く。代表者中井新右門。

紅葉屋銀行

合名會社紅葉屋銀行 坂本町にあり。明治四十四年四月の設立に係り。資  
本金壹百萬圓なり。代表者神田鑑藏。

深田銀行

合名會社深田銀行 室町三丁目にあり。明治四十四年七月設立。資本金七  
拾萬圓。府下千住町に支店を置く。代表者深田米次郎。







第二 銀行の金融狀況并に郵便貯金

國立銀行の  
廢絶

預金と貸付

彼の國立銀行は、明治十七八年の交に至り、在來發行の不換紙幣の増發多きに過ぎ、加之、全國不景氣の聲に滿ちたるに、銀行業務の尙未だ幼稚なりしによりて、財界の不振を來せしも、爾來漸く挽回の機運に向ひ、二十九年に至り、よく設立の目的を達せしが、營業滿期國立銀行處分法并に同滿期前特別處分法の公布により、漸次に廢絶に期せり。

本區國立銀行の金融を見るに、明治十年には預金三十四萬圓、貸付五十六萬圓に過ぎざりしに、十五年には預金は千八百萬圓臺に達し、貸付又千五十萬圓に達す。若し私立銀行の預金及び貸付を合算すれば、十五年には十年は國立の開業預金は二千八百八十六萬餘圓、貸付二千二百三十八萬餘圓に達す。蓋、固より東京全市に冠たり。左に十一年以降五個年間に於ける銀行別金額を表示して參考とすべし。

銀行及銀行類似會社の預り及貸付金

| 第一國立    | 本店所在地名  | 創立年月   | 支店數 | 預金        |           |           |           |           | 貸付        |           |           |           |           |           |           |
|---------|---------|--------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|         |         |        |     | 十一年       | 十二年       | 十三年       | 十四年       | 十五年       | 十一年       | 十二年       | 十三年       | 十四年       | 十五年       |           |           |
| 第一國立    | 兜町一     | 明治六年八月 | 三   | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 第三國立    | 小舟町三ノ一  | 同九年十二月 | 三   | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 第五國立    | 綱殼町一ノ一  | 同十年十月  | 三   | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 第二十七國立  | 本材木町一ノ一 | 同十年七月  | 三   | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 第三十三國立  | 新右衛門町一  | 同十年二月  | 三   | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 第四十五國立  | 五本舟町一ノ一 | 同十年十月  | 三   | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 第六十五國立  | 小舟町二ノ一  | 同九年九月  | 三   | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 第九十五國立  | 本町三ノ一〇  | 同十年同月  | 三   | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 第一百國立   | 萬町一     | 同十年八月  | 三   | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 第一百十二國立 | 坂本町六    | 同十年十月  | 三   | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 第一百九國立  | 駿河町五    | 同九年七月  | 三   | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 三井私立    | 小舟町三ノ一  | 同十三年一月 | 三   | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 安田私立    | 〇       | 同九年七月  | 三   | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 菱川私立    | 小舟町三ノ一  | 同十三年一月 | 三   | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 丸屋私立    | 檜物町一〇   | 同十二年十月 | 三   | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 川崎私立    | 同 一四    | 同十年三月  | 三   | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |







となし、爲替取引所を設けしが、十五年手形條例發布に依り之を廢し、二十年十月二月手形取引所を設く。而も組織完全を缺くものありしを以て、二十四年二月限り之を廢し、新に第一銀行外十行發起となり、日本銀行の同意を得て交換所を設く、これを本所の沿革とす。本所は始め事務所を坂本町四十番地に置き、日本銀行所屬建物の樓上を交換所とせしが、二十九年日本銀行樓上に移り、三十年十一月又舊地に移る。組合銀行數三十七行、代理交換委託銀行二百四十四行あり。

東京銀行集會所

社團法人東京銀行集會所は、右に記せるが如く、十年七月擇善會の組織に濫觴し、十三年八月會を開散して、新に東京銀行集會所と名づけ事務所を萬町に置けり。十五年中兜町に移り、十八年坂本町四十番地に新築竣工して之に移り、其の十二月會誌として銀行通信録を發行し、三十年所内に經濟文庫を設く。會長男爵澁澤榮一、副會長豊川良平、園田幸吉、組合銀行六十九行、加入金は公稱資本に對し、各之を徵す。

銀行俱樂部

銀行俱樂部は東京銀行集會所内に在り。三十一年七月、東京銀行集會所組合

銀行、第三百三十八回の定式集會の決議により、役員中有志者を以て組織し同年工を起して、翌年二月を以て開設す。會費一個月一圓五十錢、四期に收む。現在の會員二百六十三名あり。建築宏壯、談話室、讀書室等諸種の設備完全す。さて、明治十五年以前に於ける銀行手形交換金額は、明治十一年には第三十三國立銀行一個所の取扱ひのみにして、其の額振出三萬三千圓、受込五萬九千圓に過ぎざりしが、同十五年には、國立十一、私立五、合計十六銀行の爲替高振出五千三百七十三萬五千圓、受込六千九百五十八萬七千圓に上る。之を表示すれば左の如し。

手形交換高

| 名 稱    | 十 年    |       | 十 一 年      |            | 十 二 年      |            | 十 三 年      |            | 十 四 年      |            | 十 五 年      |            |
|--------|--------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|        | 振 出    | 受 込   | 振 出        | 受 込        | 振 出        | 受 込        | 振 出        | 受 込        | 振 出        | 受 込        | 振 出        | 受 込        |
| 第一國立   |        |       |            |            |            |            |            |            |            |            | 11,511,804 | 11,092,911 |
| 第三國立   |        |       |            |            |            |            |            |            |            |            | 1,596,355  | 1,289,964  |
| 第五國立   |        |       |            |            |            |            |            |            |            |            | 5,222,555  | 5,642,133  |
| 第十七國立  |        |       |            |            |            |            |            |            |            |            | 3,096,334  | 3,646,075  |
| 第三十三國立 |        |       |            |            |            |            |            |            |            |            | 8,588,477  | 8,666,678  |
| 第四十五國立 | 10,110 | 5,113 | 10,700,117 | 11,501,511 | 10,573,111 | 10,573,111 | 10,573,111 | 10,573,111 | 10,573,111 | 10,573,111 | 10,573,111 | 10,573,111 |

の十五年以前  
高  
手形交換

第十五章 金融機關

第三節 明治以後の金融機關



| 名稱     | 十一年      |          | 十二年      |          | 十三年        |            | 十四年        |            | 十五年        |            |
|--------|----------|----------|----------|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|        | 振出       | 振込       | 振出       | 振込       | 振出         | 振込         | 振出         | 振込         | 振出         | 振込         |
| 第六十國立  |          |          |          |          |            |            |            |            |            |            |
| 第九十五國立 |          |          |          |          |            |            |            |            |            |            |
| 第一百國立  |          |          |          |          |            |            |            |            |            |            |
| 第一百九國立 |          |          |          |          |            |            |            |            |            |            |
| 第三國立   |          |          |          |          |            |            |            |            |            |            |
| 安田私立   |          |          |          |          |            |            |            |            |            |            |
| 三井私立   |          |          |          |          |            |            |            |            |            |            |
| 井田私立   |          |          |          |          |            |            |            |            |            |            |
| 川崎私立   |          |          |          |          |            |            |            |            |            |            |
| 日東私立   |          |          |          |          |            |            |            |            |            |            |
| 合計     | 三、八、一、〇〇 | 五、九、三、三三 | 六、五、〇、七六 | 六、六、三、三九 | 一、八、八、七、七四 | 二、七、〇、〇、〇八 | 一、〇、三、三、六五 | 三、四、六、五、八五 | 三、八、七、七、七五 | 三、八、七、七、七五 |

然るに其の後廿五年にして、異常なる激増を示し、明治四十二年に於ける、當所拂手形割引八億七千二百六十三萬圓、他所拂三千四百四十一萬圓に達し、其の枚數十八萬枚、金額九億七百萬圓に達す。更に大正元年には、當所拂十二億二千五百五十七萬圓、他所拂六千五百五萬圓、枚數廿四萬枚、金額十二億八千六百六十三萬圓に達す。激増想察に餘りあり。左に最近五個年間の數字を表示すべし。

手形割引枚數金額

手形割引枚數金額

| 年 度    | 當 所 拂               | 他 所 拂           | 枚 數           | 金 額                 |
|--------|---------------------|-----------------|---------------|---------------------|
| 明治四十二年 | 三、七、二、六、三、一、二、八、七   | 三、四、四、一、五、一、〇、二 | 一、八、〇、一、一、六、八 | 九、〇、七、〇、四、六、三、九、一   |
| 同 四十二年 | 一、〇、六、六、五、八、七、六、九、五 | 六、七、四、一、〇、七、八、一 | 二、〇、七、六、〇、五   | 一、一、三、三、九、九、八、四、七、五 |
| 同 四十四年 | 一、〇、三、一、六、〇、五、三、一   | 五、七、二、六、七、一、一、八 | 二、二、〇、三、二、〇   | 一、一、三、〇、四、二、七、六、四、四 |
| 大正 元年  | 一、二、二、一、五、七、四、八、三、八 | 六、五、〇、五、七、〇、〇、四 | 二、四、〇、五、二、四   | 一、二、八、六、六、三、一、八、四、二 |
| 同 一 年  | 一、一、〇、二、七、七、九、五、五、〇 | 六、一、七、七、七、六、四、二 | 一、七、九、九、五、五   | 一、一、六、四、五、五、七、一、九、二 |

次に東京交換所に於ける交換手形の金額を見るに、最近大正二年に於いては、四百五十三萬九千九百九十二枚、金額四十三億六千六百萬圓に達す。次に郵便貯金は、明治十一年には、預入十萬四千五百餘圓、拂戻高五萬三千七百十九圓に過ぎず。同十五年には増加して預入二十三萬五千六百餘圓、拂戻高十七萬千二百餘圓となりたれども、未だ少額なるを免かれず。即ち左表の如し。

| 年 度   | 預 入       | 拂 戻 高     | 預 人 員   | 拂 戻 人 員 | 備 考                        |
|-------|-----------|-----------|---------|---------|----------------------------|
| 明治十一年 | 一、〇、四、五、二 | 五、三、七、一、九 | 一、七、二、八 | 八、一、〇   | 此の數字は本區及京橋の一部并に麹町の一部を管したる東 |
| 明治十一年 | 一、〇、四、五、二 | 五、三、七、一、九 | 一、七、二、八 | 八、一、〇   |                            |

第十五章 金融機關 第三節 明治以後の金融機關

十五年以前の郵便貯金

東京交換所の交換高



| 年 度   | 預 入     | 拂 戻 高   | 預 入 員 | 拂 戻 員 | 備 考   |
|-------|---------|---------|-------|-------|---|
| 明治十二年 | 一六四八九五  | 九二、三三八  | 四六〇七  | 二、一〇六 | <p>京郵便本局の取扱高なれば、この内本局に属するもの二分の一と見て大差なからんか、郵外に本局の一角を管する兩年を通過して一萬五千圓に達せず人員又二百人に過ぎず。</p> |
| 同 十三年 | 一五〇七七〇  | 一五〇〇一二  | 五、一六四 | 四、六四八 |   |
| 同 十四年 | 一八〇、一九一 | 一六六六〇五  | 三、三九七 | 六、二八七 |   |
| 同 十五年 | 二三五六六九  | 一七一、二九八 | 五、二〇九 | 三、〇四四 |   |
| 明治十三年 | 一五〇七七〇  | 一五〇〇一二  | 五、一六四 | 四、六四八 |   |

二十五以後の貯金

振替貯金額

貯金一人當

貯金預金一人當

越えて二十五年に至り、預入五十二萬七千圓に達し、拂戻高五十四萬五千圓に達し、四十一年には預入拂戻共五十二萬餘となり、振替貯金<sup>三十九年此の</sup>は拂込六十一萬圓、拂渡三千四百六十八萬に達し、大正元年には郵便貯金八十三萬圓、拂戻九十六萬圓に達し、振替貯金拂込百四十八萬圓、拂渡五千二百七十六萬圓に上り、同二年には更に増加して郵便貯金預入八十一萬圓、拂戻百四萬圓、振替貯金拂込百萬圓、拂渡五千七百七十四萬圓を算す。

而して、最近六個年に於ける一人當り金額を見るに、四十一年には預金者一人平均二十五圓、四十三年には二十九圓となりしが、爾來低下して大正二年には二十五圓となる之を、區の人口に割當つれば、四十一年には一人平均五圓四十

郵便貯金及振替貯金額

三錢なりしが、四十四年には九圓三十八錢となり、大正二年には減じて七圓八十五錢となる。而して大正二年末現在貯金百十三萬五千九百九圓あり。

此の貯金金額と前記銀行預金とを通計すれば、總計八百四十萬六千八百五十五圓<sup>但銀行預金は現在</sup>にして之を區内現住人口に配當すれば一人當り五十八圓十四錢四厘となる。最近六個年間の貯金額左の如し。

郵便貯金及同振替貯金

| 年 度    | 郵 便 貯 金 |        |       | 振 替 貯 金 |       |       | 貯 金 平 均 |
|--------|---------|--------|-------|---------|-------|-------|---------|
|        | 普 通     | 切 手    | 證 券   | 口 數     | 金 額   | 口 數   |         |
| 明治四十一年 | 五、〇〇〇   | 九、九〇〇  | 一、三〇〇 | 一、一〇〇   | 五、二〇〇 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇   |
| 同 四十二年 | 五、〇〇〇   | 一〇、〇〇〇 | 一、三〇〇 | 一、一〇〇   | 五、二〇〇 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇   |
| 同 四十三年 | 五、〇〇〇   | 一〇、〇〇〇 | 一、三〇〇 | 一、一〇〇   | 五、二〇〇 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇   |
| 同 四十四年 | 五、〇〇〇   | 一〇、〇〇〇 | 一、三〇〇 | 一、一〇〇   | 五、二〇〇 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇   |
| 大正元年   | 五、〇〇〇   | 一〇、〇〇〇 | 一、三〇〇 | 一、一〇〇   | 五、二〇〇 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇   |
| 同 二年   | 五、〇〇〇   | 一〇、〇〇〇 | 一、三〇〇 | 一、一〇〇   | 五、二〇〇 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇   |
| 同 三年   | 五、〇〇〇   | 一〇、〇〇〇 | 一、三〇〇 | 一、一〇〇   | 五、二〇〇 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇   |
| 同 四年   | 五、〇〇〇   | 一〇、〇〇〇 | 一、三〇〇 | 一、一〇〇   | 五、二〇〇 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇   |

備考 大正三四年の數字は東京中央郵便局取扱のみにして郵便貯金振替貯金の合計を示す。

第十五章 金融機關 第三節 明治以後の金融機關



郵便爲替は、其の創始明治九年にあれども、本區に於ける爲替の金額は之を明にする能はず。明治廿四年には、東京本局・兩國・小傳馬町・通町の四局に於ける取扱高振出口數二萬八千五百一十一、金額二十七萬九千九百九十一圓、拂渡口數十二萬八千六百十八、百三萬一千二百五十圓に過ぎざりしが、三十七年には振出口數四萬五百十六、百六十三萬三千百八十三圓、拂渡口數四十六萬四千八百八十六、五百四十一萬八千三百三十五圓となり、四十一年には振出、百九十一萬五千圓、拂渡六百二十七萬六千圓に達し、大正二年には振出、三百五萬一千圓、拂渡六百四十三萬九千圓に達し、比年増加を示す。左に最近八個年間の數字を表示し、併せて取立金をも掲げたり。但し爲替は内外國爲替の合計なり。

郵便爲替及取立金

| 年 度    | 振 出     |           | 拂 渡     |           | 取 立       |           |
|--------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|
|        | 口 數     | 金 額       | 口 數     | 金 額       | 振 出       | 拂 渡       |
| 明治四十一年 | 110,000 | 1,915,500 | 111,000 | 6,176,350 | 1,487,500 | 3,016,670 |
| 同 四十二年 | 131,384 | 2,089,600 | 376,010 | 6,028,350 | 3,999,900 | 3,110,000 |
| 同 四十三年 | 130,000 | 2,611,500 | 433,150 | 7,741,150 | 4,557,000 | 3,621,000 |

第三 質 屋

次に金融機關の一として質店あり。舊時の組合は、幕末の混亂と共に瓦解したれども、維新の金融逼迫は、却つて質屋の増加を促したるが如き觀あり。蓋、又自然の數なり。明治十一年には區内の質店百二十六戸あり。同十五年百五十二戸となりしが、爾來年と共に減少して、大正二年には、六十戸となれり。而して其の質物狀況を觀るに、貸出は明治十一年以降十五年までに、六十萬圓より百萬圓に増加し、二十年には、急に五十五萬圓に減少し、四十一年には、九十八萬圓となり、四十四年百八萬圓を算し、爾來は百萬圓臺にあり。受戻は明治十一年より十

| 年 度    | 口 數     | 金 額       | 口 數     | 金 額       | 取 立       |
|--------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|
| 同 四十四年 | 155,000 | 3,881,000 | 439,900 | 8,163,900 | 7,563,000 |
| 大 正元年  | 159,850 | 3,964,800 | 446,300 | 6,771,000 | 1,462,800 |
| 同 二 年  | 171,800 | 3,051,700 | 454,100 | 6,491,300 | 1,629,500 |
| 同 三 年  | 335,300 | 2,984,600 | 299,900 | 5,012,600 | —         |
| 同 四 年  | 340,800 | 2,744,400 | 330,400 | 4,782,200 | —         |

備考 大正三・四年の數字は、東京中央郵便局取扱のみにして無集配局取扱を含まず。



五年に至るまでに、五十六萬圓より百萬圓に達し、二十年には四十八萬圓に減じ、四十一年に七十五萬圓となり、四十四年には九十七萬圓となり、大正二年には、八十五萬圓臺にあり、流質物は明治十一年には五萬圓なりしもの、十五年には八萬圓臺となり、二十年には四萬圓、四十一年には、六萬九千圓となりしが、爾來増加して大正二年には十二萬圓臺に上れり。

質物一口平均金額を觀るに、貸出一口平均は明治十一年には、一圓六十六錢、同十五年には一圓六十八錢となり、同年に於て受戻は一圓五十錢より二圓十二錢となり、流質は一圓三十四錢より一圓五十二錢となりしが、最近四五年間には、約二倍となれり。即ち明治四十一年に貸出は三圓五錢、四十四年には三圓九十二錢となり、大正二年には減少して三圓六十八錢となる。受戻は同年に於て二圓七十一錢より三圓九十六錢となり、三圓七十三錢となる。又流質にありては二圓三十三錢より三圓五十錢となり、三圓四十四錢となれり。而して四十一年以降に於て、本區の一口平均金額は東京全市一口平均より約二倍の多額を示し、大正二年には東京市平均貸出二圓十七錢、受戻二圓十五錢、流質一圓八十

質物一口金額

東京市との比較

質物受戻流質果年統計

無盡會社と加入者

五錢なるに見るも、本區の質物の大なるを知るべし。尙同年中本區の質物一口最高は八十萬圓にして、最低十五錢なりといふ。左に前後各六今年の質物統計を表示して是等の事實を證すべし。

| 年次    | 質屋  | 質物貸出      |          | 質物受戻     |          | 質物流     |          | 年末現在貸出  |          |
|-------|-----|-----------|----------|----------|----------|---------|----------|---------|----------|
|       |     | 口數        | 金額       | 口數       | 金額       | 口數      | 金額       | 口數      | 金額       |
| 明治十一年 | 二六  | 三、四〇、二六二  | 六〇、二九四   | 二、九七、八三〇 | 五、〇、六二二  | 四、一、四三三 | 五、八、八三〇  | 一、七、四七六 | 三〇、四、七六六 |
| 同十二年  | 一三〇 | 四、五二、一五六  | 七〇、七三〇   | 三、五七、七三三 | 三、九、一五三  | 五、三、九三三 | 六、五、四七四  | 二、八、九三〇 | 三三、七、〇〇〇 |
| 同十三年  | 一四三 | 四、四一、五三三  | 八七、八三三   | 三、八、六四九  | 七、五、一五二  | 四、八、一三二 | 七、七、七六   | 二、六、五二五 | 三三、四、五三三 |
| 同十四年  | 一四七 | 四、三、四九五   | 一〇一、一八五  | 四、九、〇五三  | 一〇、三、五八四 | 五、四、〇三三 | 七、七、八〇   | 一、〇、六九四 | 三三、六、七二  |
| 同十五年  | 一五三 | 三、九七、八八一  | 一〇二、一七六  | 四、四、四六〇  | 一〇、〇、七七一 | 五、五、九三六 | 八、五、二四   | 一、三、八九八 | 二、九、九八   |
| 同二十年  | 一〇〇 | 三、六、五八八   | 五二、一七七   | 三、九、一六元  | 四、九、九八   | 二、八、四〇三 | 四、〇、九〇   | 一、六、九一六 | 三、七、一、三〇 |
| 同四十一年 | 八〇  | 三、〇、九一〇   | 九八、二七〇   | 一、七、九三九七 | 七、五、七三三  | 二、九、七九〇 | 六、九、五〇九  | 一、〇、八四一 | 三、七、一、三三 |
| 同四十二年 | 七〇  | 三、〇、八七五   | 一〇〇、四九六  | 二、七、六四九四 | 八、九、六七七  | 三、三、九六六 | 六、三、九七〇  | 一、一、三三三 | 三、八、九、七六 |
| 同四十三年 | 七五  | 二、八、三七五   | 九八、二六四   | 二、四、二四六四 | 八、七、五七七  | 三、三、七一〇 | 一〇、〇、七五五 | 一、一、七六六 | 三、八、四、七九 |
| 同四十四年 | 七三  | 二、七、六三九   | 一〇、八四七四  | 二、三、三八八  | 九、七、五六四  | 二、八、一四三 | 一〇、〇、五二五 | 一、〇、六三三 | 三、九、九、二〇 |
| 同四十五年 | 六六  | 二、六、一七五   | 一〇〇、〇、三三 | 二、三、三八八  | 八、五、六四六  | 二、九、一〇四 | 一〇、四、三三七 | 一、〇、六二四 | 三、五、七、八四 |
| 大正元年  | 六〇  | 二、七、一、七二七 | 一〇〇、一、三三 | 三、九、〇三三  | 八、五、〇二九  | 三、六、一〇八 | 一、二、四、五二 | 一、四、五二一 | 三、九、九、八  |
| 同二年   | 六〇  | 二、七、一、七二七 | 一〇〇、一、三三 | 三、九、〇三三  | 八、五、〇二九  | 三、六、一〇八 | 一、二、四、五二 | 一、四、五二一 | 三、九、九、八  |

其他に無盡講を主とする會社あり。大正二年に於いて其の數十九、資本金七十







IF0063

第三冊目

| 頁  | 行 | 段 | 正     |
|----|---|---|-------|
| 三五 | 同 | 三 | (五一)  |
| 二五 | 同 | 四 | (一二五) |
| 一  | 同 | 二 | (一二五) |
| 一  | 同 | 三 | (一二五) |
| 一  | 同 | 一 | (二二七) |
| 一  | 同 | 二 | (二二七) |
| 一  | 同 | 三 | (二二七) |
| 一  | 同 | 四 | (二二七) |
| 一  | 同 | 一 | (三〇六) |
| 一  | 同 | 二 | (三〇六) |
| 一  | 同 | 三 | (三〇六) |
| 一  | 同 | 四 | (三〇六) |
| 一  | 同 | 一 | (三一一) |
| 一  | 同 | 二 | (三一一) |
| 一  | 同 | 三 | (三一一) |
| 一  | 同 | 四 | (三一一) |
| 一  | 同 | 一 | (四八三) |
| 一  | 同 | 二 | (四八三) |
| 一  | 同 | 三 | (四八三) |
| 一  | 同 | 四 | (四八三) |
| 一  | 同 | 一 | 天平    |
| 一  | 同 | 二 | 天平    |
| 一  | 同 | 三 | 蕎麥商の始 |
| 一  | 同 | 四 | 蕎麥商   |
| 一  | 同 | 一 | (五四八) |
| 一  | 同 | 二 | (五四八) |
| 一  | 同 | 三 | (五四八) |
| 一  | 同 | 四 | (五四八) |
| 一  | 同 | 一 | (五六五) |
| 一  | 同 | 二 | (五六五) |
| 一  | 同 | 三 | (五六五) |
| 一  | 同 | 四 | (五六五) |
| 一  | 同 | 一 | (五七八) |
| 一  | 同 | 二 | (五七八) |
| 一  | 同 | 三 | (五七八) |
| 一  | 同 | 四 | (五七八) |
| 一  | 同 | 一 | (五九九) |
| 一  | 同 | 二 | (五九九) |
| 一  | 同 | 三 | (五九九) |
| 一  | 同 | 四 | (五九九) |
| 一  | 同 | 一 | (八〇二) |
| 一  | 同 | 二 | (八〇二) |
| 一  | 同 | 三 | (八〇二) |
| 一  | 同 | 四 | (八〇二) |

第三冊本文正誤

| 頁   | 行  | 誤       | 正             |
|-----|----|---------|---------------|
| 七七  | 三  | 發人      | 發起人           |
| 一七四 | 九  | 渡邊治右門   | 渡邊治右衛門        |
| 一八〇 | 一  | 安田善郎    | 安田善次郎         |
| 二四一 | 六  | 翌六年     | 同十年           |
| 二七八 | 六  | 通靈町     | 通靈町           |
| 四三三 | 三  | 養漁場     | 好漁場           |
| 四三三 | 一  | 四十四年    | 四十年           |
| 六二五 | 一  | 三十九年五月  | 三十五年九月        |
| 六二五 | 一  | 四百萬     | 四百圓           |
| 六五六 | 二  | 四十二年五月  | 十五年十月         |
| 七九二 | 一  | 四十二年十月  | 四十年五月         |
| 七九三 | 三  | 七十七銀東京支 |               |
| 七九七 | 上  | 七十七銀東京支 |               |
| 同   | 下  | 七十七銀東京支 |               |
| 八一三 | 一四 | 一〇、四五二  | 六〇<br>一〇、四五二〇 |



終